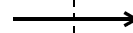


【新設】

(新設)



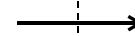
| | |
|------------------------|------|
| A 2 4 7 認知症ケア加算（1日につき） | |
| 1 認知症ケア加算 1 | |
| イ 14日以内の期間 | 150点 |
| ロ 15日以上期間 | 30点 |
| 2 認知症ケア加算 2 | |
| イ 14日以内の期間 | 30点 |
| ロ 15日以上期間 | 10点 |

機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合
ロ 他の保険医療機関からの転院（1回の転院に限る。）患者（当該他の保険医療機関において当該加算を算定したものであって、当該患者の同意を得た上で、入院時にあらかじめ作成した地域連携診療計画に基づき当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限り。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

注5 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注2に規定する届出の有無にかかわらず、注2に規定する加算の点数に代えて、退院支援加算（特定地域）として、それぞれ95点又は318点を所定点数に加算することができる。

【新設】

(新設)



注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、認知症ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要なケアを行った場合に、当該基準に係る区分に従い、当該患者のケアが開始された日から起算した入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。ただし、認知症ケア加算1を算定する場合は、区分番号A 2 3 0 - 4に掲げる精神科リエゾンチーム加算は別に算定できない。

注2 身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。

A 2 4 8 精神疾患診療体制加算

- 1 精神疾患診療体制加算1（入院初日）
1,000点
- 2 精神疾患診療体制加算2（入院初日から3日以内に1回）
330点

注1 精神疾患診療体制加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合併症の入院治療を要する精神疾患患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）